介護予防訪問サービス・訪問介護事業 重要事項説明書

様

特定非営利活動法人 ぴあねっと浜松

介護予防訪問サービス・訪問介護重要事項説明書

<2023年1月1日現在>

1. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	特定非営利活動法人 ぴあねっと浜松
所在地・電話番号	静岡県浜松市中央区都盛町 29 番 3 053-427-1700
介護保険指定番号	介護予防訪問サービス 訪問介護 (2277101396号)
サービス提供地域	通常の事業実施地域は浜松市・磐田市とする

(2) 同事業所の職員体制(人)

職種	常勤	非常勤	資格等	
管理者兼サービス提 供責任者	1	0	介護福祉士 同行援護研修修了者	1 1
サービス提供責任者 兼 ヘルパー	5	0	介護福祉士	5
ヘルパー	0	4 9	介護福祉士 介護職員実務者研修修了者 ヘルパー養成講習1級修了者 介護職員初任者(旧2級)研修修了者 重度訪問介護(旧日常生活)研修修了者 同行援護研修修了者	
事務員	0	3	相談支援従事者	3

¹人が複数の資格を持つ場合があり、資格等に記載の人数合計は常勤・非常勤の人数を超える事がある

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 9:00~18:00	早朝 6:00~9:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00	備考
平日	0	0	0	0	
土·日·祭日	0	0	0	0	

2. サービス内容

(1) 身体介護

- · 食事介助
- 入浴介助
- 排泄介助
- ・清拭
- 体位変換、等

(2) 生活援助

- 買物
- 調理
- 掃除
- 洗濯、等

(3) その他のサービス

• 介護相談、等

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用料の一部として、当該指定訪問介護・介護予防訪問サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護・介護予防訪問サービス事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は,全額自己負担となります。

キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、 至急ご連絡下さい。

(連絡先 : 電話 053-427-1700)

(土日・休日・夜間・早朝 電 話 053-571-2339)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の24時間前までにご連絡がなかった場合	1000 円

*ただし、24 時間までにご連絡いただけなかったときでも、やむを得ないと認められる場合は、利用者は事務所に当月末日までに理由を記載した書面(FAX も可)で申請することにより、キャンセル料金を免除させて頂くことがあります。

(2) その他

- ① 利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等 の費用は利用者様のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求をいたしますので、27日までにお支払いください。

お支払方法は、原則として銀行・郵便局の指定口座からの引落しとなります。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。

介護予防訪問サービス計画・訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を

開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①利用者様のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ②事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がご ざいます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要支援・要介護認定区分が、非該当 (自立)と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者 様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当会が破産し た場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了するこ とができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月遅延し、料金を支払うよう催告した にもかかわらず 7 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当会や当会 のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書 で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救 急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名 主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名 (続柄)	
	連絡先	

6. 異例な事態への対応方法

下記に示すような事態が発生した場合には、二次感染や不運な事故による支援体制の悪化を予防するために、サービス時間や支援内容の変更、またはサービスの中止をお願いさせて頂

くことがあります。

- (1) 利用者やヘルパーがインフルエンザやノロウイルス等の感染力が高い疾患を罹患した場合
- (2) 利用者宅へヘルパーを向かわせることが危険と判断しなければならない程の天候悪化や 自然災害時が発生した場合
- 7. サービス内容に関する苦情
 - ① 当事業所お客様相談・苦情担当 長谷川 浩 ハセガワ ヒロシ

電話: 053-427-1700

受付時間 : 月~金曜日 10:00~18:00

② その他

当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市区町村名 浜松市

担当: 浜松市役所介護保険課

電話 : 053-457-2875

中央福祉事業所長寿支援課中央区役所内 電話 : 053-457-2324

中央福祉事業所長寿支援課東行政センター内 電話 : 053-424-0184

中央福祉事業所長寿支援課西行政センター内 電話 : 053-597-1119

中央福祉事業所長寿支援課南行政センター内 電話 : 053-425-1572

浜名福祉事業所長寿保険課北行政センター内 電話 : 053-523-2863

浜名福祉事業所長寿保険課浜名区役所内 電話: 053-585-1122

市区町村名磐田市

担当:

磐田市健康福祉課介護保険室

電話:0538-37-4831

静岡県国民健康保険団体連合会

担当:介護保険課 電話:054-253-5590

<u>静岡県介護サービス室 054-221-3256</u>

8. 当事業所の概要

名称・法人種別 特定非営利活動法人 ぴあねっと浜松

代表者役職・氏名 理事長 岡本 康成

法人本部所在地 静岡県浜松市中央区都盛町 29番3

電話番号 053-427-1700

定款の目的に定めた事業

- 1. ホームヘルパー派遣事業
- 2. ホームヘルパー養成事業
- 3. 訪問介護・介護予防訪問サービス 居宅介護支援等の介護保険事業
- 4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス
- 5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
- 6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- 7. 福祉に関する権利擁護活動
- 8. 福祉に関する情報の提供事業
- 9. 障害者及び高齢者の自立支援に関する事業
- 10. 障害者及び高齢者の政策に関する提言事業